

先づ問ふ、昔の礦山は誰が持つてゐたのであるか。今日の資本家の如きものがゐて、礦山を私有してゐたのであらうかと謂ふに、決してそうで無かつた。礦山は大抵國有か共有であつたのである。

礦山は面積が大きい。田畠のやうに小さく分割しては礦業とならぬ。坑口も澤山作るわけに行かぬ。それ故、田畠の私有は昔から行はれてゐたけれど、礦山の私有といふものは無かつたのである。

國有とは國家が所有し管理するのを謂ふのである。明治以前には日本國家が礦山

の所有主であったのである。即ち徳川時代には金山奉行といふのがあつて、佐渡の金山、生野の銀山、伊豫の銅山を初め日本全國の重要な礦山を管理し、限りに私人の採掘することを禁じてゐたのである。つまり其時代には三井も三菱も古河も無かつたのである。

國有制度と並存した今一つの所有制度は共有制度である。共有といふのは村落の

如き自治團體、または生産者たる労夫の團體が團體として所有する形式である。何れも個人所有権を基礎とする今日の制度とは非常に異つてゐたのである。

而して國有制度は大きな礦山に行はれ、共有制度は小さな礦山に行はれた。今日のやうに嚴重な私有制度の下に労働する諸君は是等の歴史的事實に對し不思議の感を抱くだらう。然しこれは動かすべからざる歴史上の事實である。殊に共有制度の遺蹟は日本支那朝鮮の至る處で見ることが出来る。否、今日にても滿洲の奥地では支那人労働者の團體が所々で礦山の共有制度を營み、仲好く生活してゐることである。

## 一 昔の礦山労働は樂しかつた

人間は本來労働を好むものである。労働を好む性質があればこそ人間は今日の如く道歩することが出来たのだ。今日の賃銀制度の下に於ては労働者の人格が無視せ